

令和6(2024)年度筑波大学海外留学支援事業(はばたけ！筑大生)
海外武者修行支援プログラム募集要項
【令和6(2024)年第2回募集】

筑波大学（以下「本学」という。）学生の積極性と企画力・実行力の向上及び自立性の向上を図るため、学生が自らの企画により海外での交流・研修活動等、武者修行などの目的のために海外展開を希望する学生で、海外武者修行支援プログラム（以下「海外武者修行」という。）による支援金（以下「支援金」という。）の受給を希望する学生は下記により申請してください。

なお、本プログラムで採択となった場合は、「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航等に関する指針（学長決定）」（以下「本学指針」という。）を確認するとともに本募集要項10項（3）を参照し、安心・安全を最優先に渡航してください。

記

1 応募資格及び条件

応募資格は次の（1）～（4）に掲げる要件を全て満たす者としします。

（1）令和6（2024）年4月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者で海外において交流・研修活動を行う優れた企画と発表能力を有する学生。（2人以内）

なお、次の者は申請できません。

- ・渡航期間又は申請時若しくは両方が休学中の者
- ・ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生

（2）本学学生の積極性と企画力・実行力の向上及び自立性の向上を図ることを目的とし、計画が明確で、武者修行による教育的効果が期待される学生

（「自分の殻を破って、自分を成長させたいと思っている学生」、「知識、精神力、スキルを獲得して自身の資質を高めようと行動する学生」の申請を期待しています。）

（3）海外武者修行の企画立案にあたり、主に渡航先との連絡調整や学生グループが自らの企画を行う際に助言などを行う世話人教員となる本学教員から推薦を受けること

（4）本プログラムに申請する学生は、海外武者修行支援プログラムに構成員として参加することについて所属する教育組織の長の承認を必ず得ること。

2 対象期間

令和6（2024）年7月1日以降に出発し、令和7（2025）年2月28日までに帰国するもので、活動期間は2週間以内とします。

3 採用企画

原則として10企画（1企画2人以内）とし、優れた企画の申請があった場合は予算の範囲で採択することができるものとします。

4 支援金支給の内容

支援金は、採択された用務に対して本邦を発着する旅費の一部として1人あたり上限2

0万円とし、地域指定額（東アジア8万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州15万円、その他20万円）を、原則として海外武者修行のために支給します。地域指定額に併せて渡航支援金として、東アジア1万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州3万円、その他5万円を支給します。

なお、筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金（奨学金を含む。）を申請している場合は、その旨申し出てください。

（注意）「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給する場合は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費（運営費交付金）、又は使用ルールにより認められた外部資金を旅費（学内で出張手続きをして使用できるもの）として合算使用することは妨げません。（学内の教育研究費（運営費交付金）又は外部資金を使用する場合は、支援室等の会計（旅費）担当に使用目的等に合致するか否か、合算使用が可能か否かを確認のうえ申請してください。）

なお、「筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）」により支援される海外留学に、さらに学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択の辞退若しくは採択を取消すものとします。

さらに、採択後に、取消し又は辞退することとなった場合は支給した支援金の全額を返納してください。

おって、採択後に渡航中止や採択の取消しなどにより手配済みの航空券や宿泊などの取消しに係るキャンセル料が発生する場合は、大学の責に負う場合、天災、テロ事件その他止むを得ない事情による場合のほかは支給しません。自己都合による渡航取止め、病気、怪我を負った場合などは、キャンセル料の支給の対象となりませんので、航空券や宿泊の手配などは慎重に行ってください。

5 出願に必要な書類

企画代表者は、世話人教員となる本学教員の推薦の確認を受けたうえで、次の書類を企画代表者が所属する教育組織の長を経て電子版で提出してください。

（1）筑波大学海外武者修行支援プログラム申請書（様式3-1）

6 出願書類提出期限及び提出先

学生グループの代表学生は、出願書類を令和6（2024）年5月17日（金）17時までに学生グループの代表者が所属する教育組織の対応を行うエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院へ提出してください。

7 選考及び決定

学生を担当する副学長が、スチューデントサポートセンター国際交流支援室企画・審査委員会が行う申請書に基づく書類審査、海外での交流・研修活動（海外で実現したい企画）に係るプレゼンテーション（令和6（2024）年6月上旬から中旬実施予定）の審査結果を総合して選考を行います。（申請企画が多数の場合は、書類審査により一次選考を実施することがあります。）プレゼンテーションには、学長、副学長などの大学役員及びそ

の他関係者が出席予定です。採否については学長が決定後、代表学生が所属する教育組織の長を通じて通知します。

なお、採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取消すことがあります。

8 報告書の提出、報告会の開催など

海外武者修行支援プログラムにおいては、帰国後に帰国報告会等を行うものとします。

- (1) 学生は、世話人教員の確認を得て海外での交流・研修活動等の終了後2週間以内に写真を主体とした活動報告書(様式3-2)(A4版2枚)及び実績報告書(個人)(様式3-3)を提出してください。また、海外での交流・研修活動等の終了後1か月以内に報告書(様式3-4)(A4版5枚以上)を、所属する教育組織の対応を行うエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院へ提出してください。

なお、実績報告書(個人)(様式3-4)は構成員全員が提出してください。海外武者修行の実施日程が帰国報告会の直前となる場合は、提出期限の「2週間以内」を「2月末日まで」と読み替えてください。

- (2) 海外での交流・研修活動等の終了後に実施する帰国報告会の内容、提出資料や報告書(写真を含む。)は本学の活動の一環として大学基幹ホームページ、大学の各種案内、財務報告書などで公開する可能性があることを承知してください。
- (3) 活動報告書及び報告書の作成並びに帰国報告会の準備は、企画の構成員全員で臨み、帰国報告会には原則として構成員全員が出席してください。

9 海外武者修行参加者の単位取得について

採択となった企画の構成員は次の授業科目の単位を取得することとして、第7項の海外での交流・研修活動(海外で実現したい企画)に係るプレゼンテーションから海外武者修行の実施、前項の実績報告書(個人)(様式3-3)の提出及び帰国報告会への出席までを対象とした評価を行います。

大学院学生にあつては大学院共通科目「国際インターンシップ」

学群学生にあつては自由科目(特設)「海外武者修行」

なお、履修登録は、帰国報告会出席をもって登録とします。

10 その他

- (1) 出願書類の様式は、専用のウェブサイトからダウンロードが可能です。

(<https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/ssc-top/ies-top/go-abroad-top/scholarship-4-ga#habatake>)

- (2) 海外渡航の際には、筑波大学海外渡航システムTRIP(Tsukuba Risk-ready Itinerary Planner)への登録を必須とします。TRIP登録がない場合は、支援金の支給を行いません。
- (3) 海外危機管理のうえから外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「たびレジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険(学研災)の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入しており本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

また、外務省海外安全ホームページ掲載の危険情報、感染症危険情報を受けて、本学の「海外での危機発生時における学生及び教職員の渡航に関する指針」により、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、危機管理の面から渡航の取止め、決定の取消しとなる場合があります。おって、採択され渡航後に、渡航先の国、地域などが渡航制限となった場合は、大学から帰国要請が発出されます。

1 1 本件に関する問い合わせ先

- 学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室、総合学域群又はグローバル教育院
- 学生部学生交流課（海外留学）
電子メール isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp